



柏総行第448号

平成28年10月14日

柏市行政不服及び情報公開・

個人情報保護審議会

会長 梅田 徹 様

柏市長 秋山 浩 様



柏市情報公開条例の改正について（諮問）

柏市情報公開条例の改正案を市議会平成28年第4回定例会に提出するに際し、改正案に対する意見を聞きたいので、下記のとおり柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第3号に規定する諮問をします。

記

1 改正の趣旨

公文書の開示に要する費用について、公文書の開示請求をするものとそうでないものとの間での公文書の開示に要する事務経費に係る費用負担の公平性を図るとともに、開示請求をするものに適正な負担を求めるため、柏市情報公開条例を改正し、手数料を徴収しようとするもの

2 改正案の概要

(1) 現行の費用負担との主な相違

ア 手数料の額は、次に掲げる開示請求をするものの区分に応じ、定めることとする（現行は、開示請求者の区分をしていない）。

(ア) 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事業所を有する団体（法人（認可地縁団体を除く。）を除く。）並びに市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者

(イ) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人（認可地



縁団体を除く。)

(ウ) (ア) 又は (イ) 以外のもの

イ 閲覧等による開示について、手数料を徴収することとする
(現行は、0円)。

ウ 手数料の減免規定を設けることとする。減免することができる場合は、手数料納付者が次のいずれかに該当する場合とする(新規制定)。

(ア) 生活保護法に基づく被保護者

(イ) リ災証明書等により災害を受けたことを公的に証明された者で、手数料を全額納付することが困難なもの

(ウ) その他特に必要があると認められる者

エ その他

公文書の開示の実施の方法等について、情報化の進展状況や公文書の管理の実態に合わせ整理することとする。

(2) 改正後の手数料の額
別紙1のとおり。

(3) 施行期日

平成29年4月1日

3 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

平成28年9月1日から同月30日まで

(2) 提出された意見の概要及び市の考え方(案)
別紙2のとおり。

4 その他参考資料

(1) 請求件数の推移

別紙3のとおり。

(2) 請求者区分別割合(平成25年度～平成27年度)

別紙4のとおり。

公文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（実施機関が保有する機器により、閲覧又は複写することができるものに限る。）	(1) 当該文書又は図画（条例第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、その写し）の閲覧	1件当たり50枚までごとにつき50円
	(2) 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書又は図画を複写機によりA3判を超える大きさの用紙に複写したものの交付	ア A3判以下の大きさ (ア) 単色（黒）刷り 1枚につき10円 (イ) 上記以外 1枚につき20円 イ A3判を超える大きさ A3判の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して算定した額
	(3) 当該文書又は図画（A3判以下のものに限る。）をスキャナにより読み取り、光ディスクに複写したものの交付	当該文書又は図画1枚につき10円に、規則で定める光ディスクの価額を加えた額
2 電磁的記録（実施機関が保有する機器により、閲覧、視聴又は複写することができるものに限る。）	(1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧	1件当たり50枚までごとに100円
	(2) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付	(1) 単色（黒）刷り 1枚につき10円 (2) 上記以外 1枚につき20円
	(3) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1ファイル又は1件につき200円に、規則で定める光ディスクの価額を加えた額

備考

- 1の項の（2）及び2の項の（2）の場合において用紙の両面に複写又は出力するとき並びに1の項の（3）の場合において用紙の両面を読み取るときは、片面を1枚として額を算定する。
- 1件とは、決裁、供覧その他これらに準ずる手続を一にするものをいう。ただし、開示決定に係る複数の公文書が同一の簿冊等にまとめられ、相互に密接な関連を有すると実施機関が認める場合は、当該複数の公文書を1件の公文書とみなす。
- 1の項の（1）及び2の項の（1）の閲覧に引き続いて当該閲覧に係る行政文書の写しの交付を受ける場合の手数料は、写しの交付に係る手数料の額が当

該閲覧等に係る手数料の額に達しないときは当該写しの交付に係る手数料は無料とし、当該閲覧等に係る手数料の額を超えるときは当該写しの交付に要する手数料の額から当該閲覧等に係る手数料の額を減じた額とする。

4 次に掲げる場合の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 2 (1) アの開示請求をするものの区分のうち、(イ) に掲げるもの この表に定める額（規則で定める光ディスクの価額を除く。）の1.5倍に相当する額

(2) 2 (1) アの開示請求をするものの区分のうち、(ウ) に掲げるもの この表に定める額（規則で定める光ディスクの価額を除く。）の2倍に相当する額

パブリックコメントの実施結果

「柏市情報公開条例の改正（案）」について、平成28年9月1日から同月30日までの間に、パブリックコメント（意見募集手続）を活用して市民の皆様から意見を募集しました。その結果、1名の方から7件の意見が提出されました。

提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方（案）は次のとおりです。

1 「全体」関係

意見の概要	柏市情報公開条例も、日本国憲法第94条（「法律の範囲内で」）、地方自治法第14条第1項（「法令の範囲内で」）、情報公開法第25条により制定されています。情報公開条例が情報公開法以下の内容であってはならないとする法意に他ならず、情報公開法よりも手数料を高くしてはならない。また、日本国憲法第92条の地方自治の本旨には、住民の人権を最大限に尊重することが義務として含まれている以上、法形式の上下関係だけでなく、情報公開条例が情報公開法以上に、日本国憲法以上に人権保障に適合した内容を規定することが必要不可欠です。情報公開法は、外国人や外国に事務所や事業所を有する団体とによって写しの交付にかかる費用の価額を区別していません。情報公開法の価額（モノクロ1枚につき10円）を上回る手数料を徴収することは、日本国憲法第92条及び第94条、地方自治法第14条第1項並びに情報公開法第25条に違反します。 本件改定案による情報公開手数料の大幅増額は、日本各地の自治体に情報公開請求をしているオンブズマン・市民団体・人権団体・学術団体等にとって、大変な打撃となります。アメリカ合衆国の食品医薬局FDAに対して情報公開請求して手数料につき公益減免の申請をしたとき、全額が免除になりました。知る権利を十全に保障するためだけではなく、日本国憲法第12条の規定する不当なる国家権力に対する反対義務・抵抗義務を果たすためにも、開示手数料を減額ないし無償化すべきではあっても、決して増額すべきではありません。 したがって、本改定案は、主権者の知る権利や行政の説明責任の観点から全面的に受け入れられません。
市の考え方（案）	柏市情報公開条例に基づき公文書の開示請求をする者に対し、条例に基づき適正な手数料の納付を求める

	ことは、日本国憲法や関係法令の範囲内であると考えます。
--	-----------------------------

2 「1 背景」及び「2 改正の趣旨」関係

意見の概要	近年における請求の大部分が営利利用目的であるならば、開示請求者が個人か団体を問わず、営利利用目的に限って開示請求手数料を増額すれば十分です。営利利用かどうかは、我が国が情報公開法の模範としているアメリカ合衆国の情報自由法では、開示請求時に請求者の自己申告としています。したがって、営利利用目的の開示請求と申告したものに限り手数料を増額すれば本件条例改定の趣旨は満たされます。
市の考え方 (案)	本市の情報公開制度では、開示請求の目的を問わないこととしています。また、自己申告により手数料の額に差が生じることは、客観性・公正性に欠けるものと考えます。

3 「4 改正の要旨(1)」関係

意見の概要	柏市内に居住していなくとも柏市内に通勤・通学している人が多々いること、柏市はその人たちに対して柏市に居住する個人と同様に説明責任が生じることから、市民①の中に、柏市内に通勤する個人及び柏市内に通学する個人も含めるべきです。
市の考え方 (案)	「市民」の範囲について様々な考え方があることは、認識しています。条例の目的を広く捉え、御意見の趣旨に沿って検討することとします。

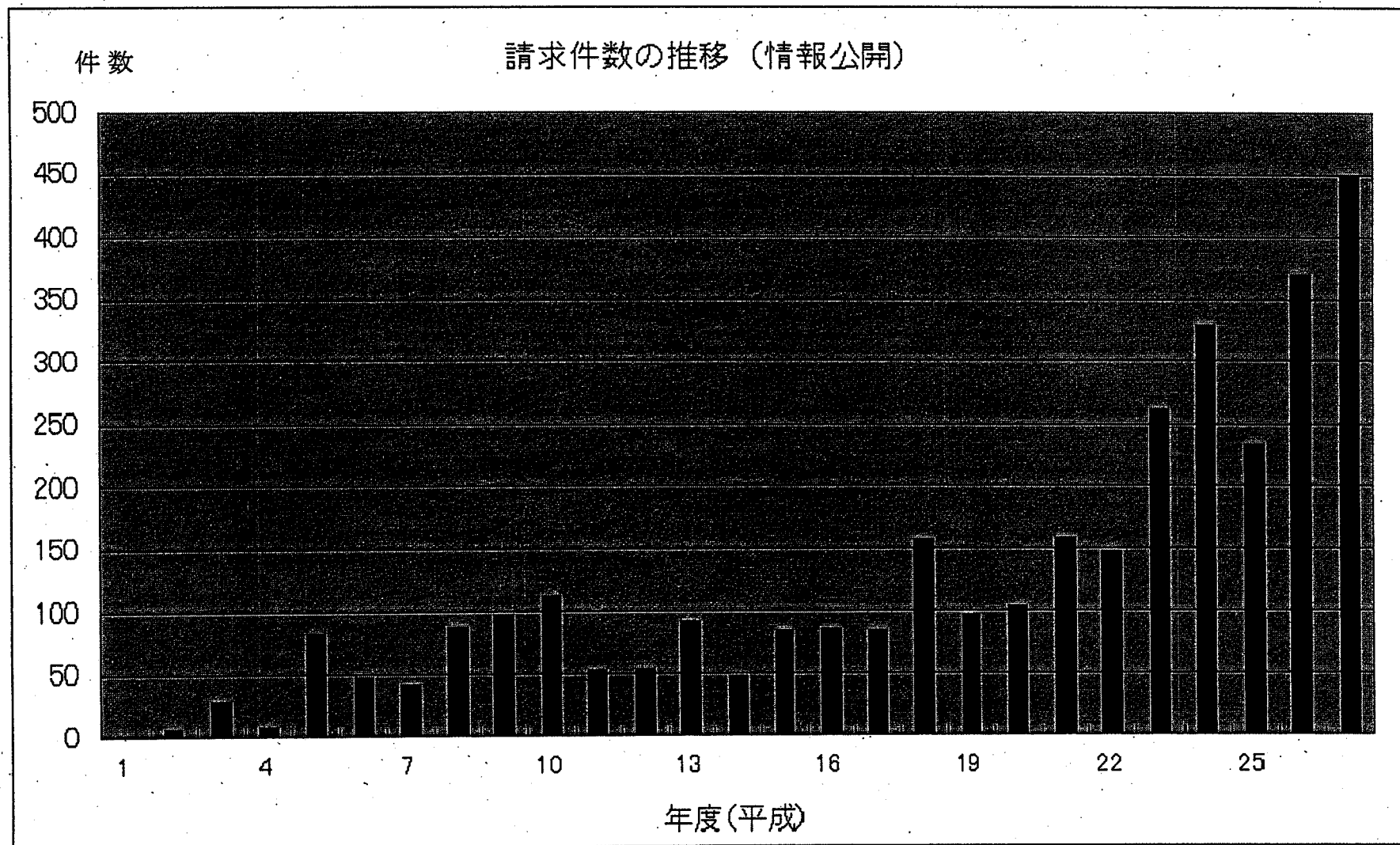
4 「4 改正の趣旨(6)」関係

(1)	意見の概要	「り災証明書等により災害を受けたことを公的に証明された者で、手数料を全額納付することが困難なもの」とありますが、「り災証明書等により災害を受けたことを公的に証明された者」で十分です。り災証明書等が発行されることを待っていることも罹災者にとっては大変な精神的負担となっています。それにもかかわらず、「手数料を全額納付することが困難なもの」を加えることで、ここまで、減免を受ける条件を加重することは、罹災者の知る権利を蹂躪することに他なりません。
	市の考え方 (案)	御意見の趣旨は理解できますが、り災された方の資力の状態に応じて判断すべきものと考えます。
(2)	意見の概要	手数料の減免規定には、生活保護受給者、災害

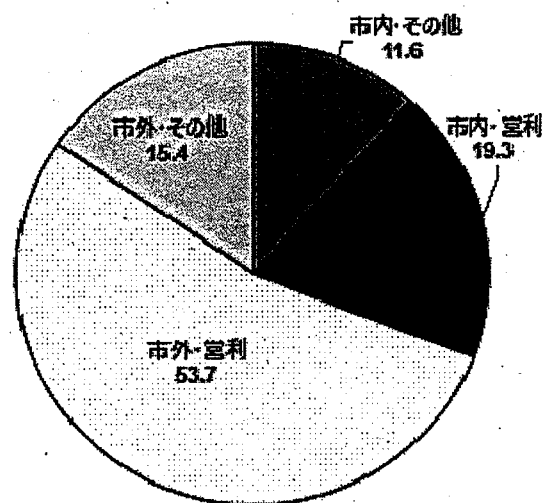
		の罹災者だけではなく、公益上の理由による開示請求者も含めるべきです。そして、そのうえで、「その他特に必要があると認められる者」も規定すべきです。原案では、「その他特に必要があると認められる者」の中に公益上の理由による開示請求者が含まれない可能性が高いです。
	市の考え方 (案)	本市の情報公開制度では開示請求の目的を問わないとしていること、また、手数料の減免は、請求者の資力に応じて実施すべきものと考えことから、公益目的の請求者に対して手数料を減免することは考えておりません。
(3)	意見の概要	手数料の額がどの程度なされるのかは本案では定かではないが、他の自治体の例を見ればおおむね2000円程度であると思われる。しかし、生活保護受給者、災害の罹災者にとって、2000円程度だけ開示手数料から減額されたとしてもその余の費用を負担することは大変な負担になる。全額免除にしていきたい。
	市の考え方 (案)	手数料の減免については、手数料の全部(全額)又は一部を免除できる規定とし、請求者の資力の状態に応じて減免額を決定することとします。

5 「4 改正の要旨(7)イ」関係

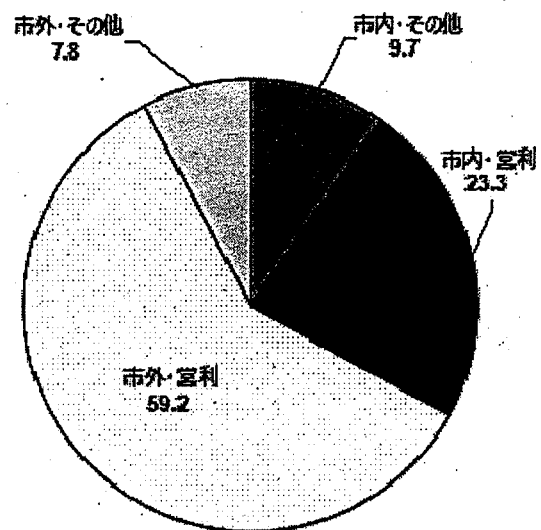
意見の概要	文書又は図画を光ディスクに複写したものの写しの交付ができる態勢を整えていただきたい。
市の考え方 (案)	文書又は図画について、改正案にお示ししている内容に沿って、光ディスクに複写したものの写しの交付を行えるようにします。



平成25年度請求者区分別割合



平成26年度請求者区分別割合



平成27年度請求者区分別割合

